

議案第 1 3 1 号

関市総合福祉会館条例等の一部改正について

関市総合福祉会館条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

わかくさ・プラザの休館日を改めるため、この条例を定めようとする。

関市総合福祉会館条例等の一部を改正する条例

(関市総合福祉会館条例の一部改正)

第1条 関市総合福祉会館条例（平成10年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「(以下「休日」という。)」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(関市公民館条例の一部改正)

第2条 関市公民館条例（平成10年関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「除く」を「除き、関市西部地区公民館の休館日に限る」に改める。

(関市立図書館条例の一部改正)

第3条 関市立図書館条例（平成10年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「除く」を「除き、第2条第2項の分館及び分室の休館日に限る」に改める。

(関市総合体育館条例の一部改正)

第4条 関市総合体育館条例（平成10年関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を削り、同項中第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。